

下線をクリックすると
該当するページへ移動します

平成27年第1回臨時会
新冠町議会会議録
第1日 (平成27年5月8日)

◎議事日程 (第1日)

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1		仮議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3	選挙第 1号	議長選挙について
日程第 4		会期の決定
日程第 5	選挙第 2号	副議長選挙について
日程第 6	会議案第4号	議席の指定について
日程第 7	選任第 1号	総務産業常任委員会委員の選任について
日程第 8		諸般の報告について
日程第 9	選任第 2号	社会文教常任委員会委員の選任について
日程第10		諸般の報告について
日程第11	選任第 3号	議会広報常任委員会委員の選任について
日程第12		諸般の報告について
日程第13	選任第 4号	議会運営委員会委員の選任について
日程第14		諸般の報告について
日程第15	選挙第 3号	日高地区交通災害共済組合議会議員の選挙について
日程第16	選挙第 4号	日高中部広域連合議会議員の選挙について
日程第17	選挙第 5号	日高中部消防組合議会議員の選挙について
日程第18	選挙第 6号	日高中部衛生施設組合議会議員の選挙について
日程第19		行政報告
日程第20	承認第 1号	専決処分について (新冠町税条例の一部を改正する条例について)
日程第21	承認第 2号	専決処分について (新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
日程第22	承認第 3号	専決処分について (平成26年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算)
日程第23	承認第 4号	専決処分について (平成26年度新冠町一般会計補正予算)
日程第24	承認第 5号	専決処分について (平成27年度新冠町一般会計補正予算)

日程第25 議案第25号 [新冠町税条例の一部を改正する条例について](#)
日程第26 同意第2号 [監査委員の選任について](#)

追加日程第1 会議案第5号 閉会中の継続調査について
追加日程第2 会議案第6号 閉会中の継続調査について

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員 (12名)

1番 竹中進一君	2番 堤俊昭君
3番 氏家良美君	4番 但野裕之君
5番 武田修一君	6番 須崎栄子君
7番 椎名徳次君	8番 秋山三津男君
9番 武藤勝圀君	10番 長浜謙太郎君
11番 鳴海修司君	12番 芳住革二君

◎出席説明員

町長	小竹國昭君
副町長	中村修二君
教育長	杉本貢君
会計管理者	小笠原広明君
総務課長	中村義弘君
町民生活課長	佐渡健能君
保健福祉課長	堤秀文君
税務課長	宗元真彦君
建設水道課長	坂東桂治君
産業課長兼農業委員会事務局長	島田和義君
企画課長	佐藤正秀君
教育委員会管理課長	工藤匡君
教育委員会社会教育課長	山本政嗣君
診療所事務長	坂本隆二君
特別養護老人ホーム所長	山下利幸君
総務課総括主幹	新宮信幸君
保健福祉課総括主幹	鷹觜寧君
町民生活課総括主幹	山谷貴君
建設水道課総括主幹	関口英一君
建設水道課総括主幹	本間浩之君
教育委員会社会教育課総括主幹	湊昌行君
農業委員会事務局次長	長谷川誠君
収納対策本部次長	田村一晃君
税務課総括主幹	杉山結城君
代表監査委員	岬長敏君

◎議会事務局

議会事務局長	原田和人君
議会事務局係長	曾我和久君

(開会 10時00分)

○議会事務局長（原田和人君） おはようございます。議会事務局長の原田です。本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長議員の武藤 勝罔議員をご紹介します。

○臨時議長（武藤勝罔君） ただいま、ご紹介のありました武藤勝罔でございます。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。

◎開会宣告

○臨時議長（武藤勝罔君） ただいまから、平成27年第1回新冠町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○臨時議長（武藤勝罔君） ただちに、本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（武藤勝罔君） 日程第1 仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（武藤勝罔君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、臨時議長において鳴海修司議員及び但野 裕之議員を指名いたします。

◎日程第3 選挙第1号 議長の選挙について

○臨時議長（武藤勝罔君） 日程第3 選挙第1号 議長の選挙 を行います。選挙は投票で行います。 議場の出入口を閉めます。

(議場の出入口施錠)

○臨時議長（武藤勝罔君） ただいまの出席議員数は、12名です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、椎名徳次議員及び秋山三津男 議員を指名いたします。投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○臨時議長（武藤勝罔君） 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。（なしの声あり）配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。（事務局確認）異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入のうえ、点呼に応じて順次投票願います。ただいまから、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（原田和人君） 議席番号と氏名を呼び上げさせていただきます。1番芳住革二議員、2番堤俊昭議員、3番氏家良美議員、4番但野裕之議員、5番武田修一議員、6番須崎栄子議員、7番椎名徳次議員、8番秋山三津男議員、10番長浜謙太郎議員、11番鳴海修司議員、12番竹中進一議員、武藤勝罔臨時議長。

○臨時議長（武藤勝罔君） 投票漏れは、ありませんか。（なしの声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これより、開票を行います。椎名徳次議員、秋山三津男議員、開票の立会をお願いいたします。

（事務局開票）

○臨時議長（武藤勝罔君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数12票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票12票・無効投票0票です。有効投票のうち芳住革二議員8票、武田修一議員2票、鳴海修司議員1票、堤俊昭議員1票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、芳住革二議員が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

（議場の出入口施錠解除）

○臨時議長（武藤勝罔君） ただいま議長に当選された芳住革二議員が議場にいらっしゃいます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

（当選人の発言を求む）

○臨時議長（武藤勝罔君） 議長に当選されました芳住 革二議員から発言を求められておりますので、これを許します。

○議長（芳住革二君） 本日、議長に指名された私に課せられた重責を果たすために、議員皆様方の協力を得ながら、全力で議会活動に取り組んでいきたいと思っております。また、私を含めてこの度の選挙で、町民の負託を受けたことを忘れることなく、議会活動を通じて

よりよいまちづくりに尽くすことをお願いいたしまして、簡単ですが議長就任の挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○臨時議長（武藤勝罔君） これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。芳住議長、議長席にお着き願います。

◎会期の決定

○議長（芳住革二君） 日程第4 会期の決定 を議題といたします。お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第5 選挙第2号 副議長の選挙について

○議長（芳住革二君） 日程第5 選挙第2号 副議長の選挙 を行います。選挙は、投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場の出入口施錠）

○議長（芳住革二君） ただいまの出席議員数は、12名です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、椎名徳次議員及び秋山三津男議員を指名いたします。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

（投票用紙配布）

○議長（芳住革二君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。（なしの声あり）配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。（事務局点検）異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（原田和人君） それでは呼び上げさせていただきます。2番堤俊昭議員、3番氏家良美議員、4番但野裕之議員、5番武田修一議員、6番須崎栄子議員、7番椎名徳次議員、8番秋山三津男議員、9番武藤勝罔議員、10番長浜謙太郎議員、11番鳴海修司議員、12番竹中進一議員、芳住革二議長。

○議長（芳住革二君） 投票漏れは、ありませんか。（なしの声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これより開票を行います。椎名徳次議員、秋山三津男議員開票の立会をお願いいたします。

（事務局開票）

○議長（芳住革二君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数12票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票12票、無効投票0票です。有効投票のうち鳴海修司議員7票、武田修一議員5票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって鳴海修司議員が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

(議場の出入口施錠解除)

○議長（芳住革二君） ただいま副議長に当選された鳴海修司議員が議場にいらっしゃいます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

(当選人発言を求む)

○議長（芳住革二君） 副議長に当選されました鳴海修司議員から発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長（鳴海修司君） 一言ご挨拶を申し上げます。この度、皆様のご支持により、副議長という大役に就かせていただくことになりました。身に余る光栄と感謝をいたしますと共に、責任の重さに身の引き締まる思いでございます。微力な私ですが、芳住議長に手足となり、支えができるよう力を尽くし、議会の公正かつ円滑な運営に誠心誠意努力して参りますので、議員各位におかれましてはさらなるご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

◎日程第6 会議案第4号 議席の指定について

○議長（芳住革二君） 日程第6 会議案第4号 議席の指定を議題といたします。議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定します。議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（原田和人君） 本議席番号と氏名を呼び上げさせていただきます。1番竹中進一議員、2番堤俊昭議員、3番氏家良美議員、4番但野裕之議員、5番武田修一議員、6番須崎栄子議員、7番椎名徳次議員、8番秋山三津男議員、9番武藤勝圀議員、10番長浜謙太郎議員、11番鳴海修司副議長、12番芳住革二議長。以上です。

○議長（芳住革二君） ただいま朗読したとおり、議席を指定します。議席が決まりましたので、それぞれただいま指定の議席にお着き願います。暫時休憩いたします。再開は、10時50分といたします。

(休憩 10時27分)

(再開 10時50分)

◎日程第7 選任第1号 総務産業常任委員会委員の選任について

○議長（芳住革二君） 休憩前に引続き、会議を再開いたします。日程第7 選任第1号 総務産業常任委員会委員の選任を行います。総務産業常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、議長において指名いたします。総務産業常任委員会委員に武田修一議員、堤俊昭議員、秋山三津男議員、竹中進一議員、但野裕之議員、鳴海修司議員、氏家良美議員、長浜謙太郎議員。以上のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員会委員に選任することに決定いたしました。暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。なお、休憩中に、委員会を開催し委員長及び副委員長の互選を行なって下さい。

（休憩 10時53分）

（再開 11時5分）

◎日程第8 諸般の報告について

○議長（芳住革二君） 休憩前に引続き会議を再開いたします。日程第8 諸般の報告を行います。休憩中に総務産業常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。総務産業常任委員会委員長に竹中進一議員。副委員長に堤俊昭議員。以上のとおり互選された旨報告がありました。次に、今臨時会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名をお手元に配布しておきましたのでご了承願います。諸般の報告を終わります。

◎日程第9 選任第2号 社会文教常任委員会委員の選任について

○議長（芳住革二君） 日程第9 選任第2号 社会文教常任委員会委員の選任を行います。社会文教常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、議長において指名いたします。社会文教常任委員会委員に武田修一議員、堤俊昭議員、椎名徳次議員、竹中進一議員、但野裕之議員、鳴海修司議員、武藤勝圀議員、須崎栄子議員。以上のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員会委員に選任することに決定いたしました。暫時休憩いたします。再開は、11時15分といたします。なお、休憩中に、委員会を開催し委員長及び副委員長の互選を行なって下さい。

（休憩 11時7分）

（再開 11時15分）

◎日程第10 諸般の報告について

○議長（芳住革二君） 休憩前に引続き会議を再開いたします。日程第10 諸般の報告を行います。休憩中に社会文教常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。社会文教常任委員会委員長に武田修一議員。副委員長に武藤勝罔議員。以上のとおり互選された旨報告がありました。諸般の報告を終わります。

◎日程第11 選任第3号 議会広報常任委員会委員の選任について

○議長（芳住革二君） 日程第11 選任第3号 議会広報常任委員会委員の選任を行います。議会広報常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、議長において指名いたします。議会広報常任委員会委員に竹中進一議員、鳴海修司議員、秋山三津男議員、但野裕之議員、長浜謙太郎議員、芳住革二議員。以上のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員会委員に選任することに決定いたしました。なお、ただいま常任委員会委員の選任において、私は、議会広報常任委員会委員に選任されましたが、常任委員を辞任したいので、辞任の件を審議する間、会議の進行を鳴海修司副議長に代わっていただきます。

○副議長（鳴海修司君） 議長の常任委員会委員の辞任について議題といたします。ただいま議会広報常任委員会委員に選任されました議長から辞任したい旨の申し出がありました。議長は職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権等、議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することが適当でないし、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、議会広報常任委員会の委員を辞任したいとするものであります。辞任について、許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。したがって、議長の議会広報常任委員会委員の辞任について許可することに決定いたしました。

○議長（芳住革二君） 暫時休憩いたします。再開は、11時25分といたします。なお、休憩中に、委員会を開催し委員長及び副委員長の互選を行なって下さい。

（休憩 11時18分）

（再開 11時25分）

◎日程第12 諸般の報告について

○議長（芳住革二君） 休憩前に引続き会議を再開いたします。日程第12 諸般の報告を行います。休憩中に議会広報常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。議会広報常任委員会委員長に秋山三津男議員。副委員長に長浜謙太郎議員。以上のとおり互選された旨報告がありました。諸般の報告を終わります。

◎日程第13 選任第4号 議会運営委員会委員の選任について

○議長(芳住革二君) 日程第13 選任第4号 議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名いたします。議会運営委員会委員に鳴海修司議員、竹中進一議員、武田修一議員、堤俊昭議員、但野裕之議員、氏家良美議員。以上のとおり指名いたしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに、決定いたしました。暫時休憩いたします。再開は、11時30分といたします。なお、休憩中に議会運営委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行って下さい。

(休憩 11時26分)

(再開 11時30分)

◎日程第14 諸般の報告

○議長(芳住革二君) 休憩前に引続き会議を再開いたします。日程第14 諸般の報告を行います。休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。議会運営委員会委員長に但野裕之議員。副委員長に堤俊昭議員。以上のとおり互選された旨報告がありました。諸般の報告を終わります。

◎日程第15 選挙第3号 日高地区交通災害共済組合議会議員の選挙

○議長(芳住革二君) 日程第15 選挙第3号 日高地区交通災害共済組合議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。日高地区交通災害共済組合議会議員に、須崎 栄子議員を指名します。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました、須崎 栄子議員を当選人にすることにご異議ございませんか。(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました須崎 栄子議員が当選されました。ただいま当選されました須崎 栄子議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。

◎日程第16 選挙第4号 日高中部広域連合議会議員の選挙

○議長(芳住革二君) 日程第16 選挙第4号 日高中部広域連合議会議員の選挙を行

います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。日高中部広域連合議会議員に秋山三津男議員、氏家良美議員を指名します。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました、秋山三津男議員、氏家良美議員を当選人にすることに、ご異議ございませんか。(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました秋山三津男議員、氏家良美議員が当選されました。ただいま当選されました秋山三津男議員、氏家良美議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。

◎日程第17 選挙第5号 日高中部消防組合議会議員の選挙

○議長(芳住革二君) 日程第17 選挙第5号 日高中部消防組合議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。日高中部消防組合議会議員に長浜謙太郎議員、但野裕之議員を指名します。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました、長浜謙太郎議員、但野裕之議員を当選人にすることに、ご異議ございませんか。(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました長浜謙太郎議員、但野裕之議員が当選されました。ただいま当選されました長浜謙太郎議員、但野裕之議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。

◎日程第18 選挙第6号 日高中部衛生施設組合議会議員の選挙

○議長(芳住革二君) 日程第18 選挙第6号 日高中部衛生施設組合議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。日高中部衛生施設組合議会議員に椎名徳次議員、武藤 勝 圀議員を指名します。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました、椎名徳次議員、武藤勝圀議員を当選人にすることにご異議ございませんか。(異議なしの声あ

り) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました椎名徳次議員、武藤勝罔議員が当選されました。ただいま当選されました椎名徳次議員、武藤勝罔議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。

◎日程第19 行政報告

○議長(芳住革二君) 日程第19 行政報告を行います。小竹町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 平成27年第1回新冠町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かとご多様の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。議長さんから発言の許可をいただきましたので、平成27年第1回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げますが、まずもって、このたびの任期満了に伴います「新冠町議会議員選挙」におきまして、ふるさと新冠町にかけ町民皆さんの熱い期待と信頼のもと、厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、見事当選の栄に浴された皆さま方に、心からお祝いを申し上げます。

本日の臨時議会におきまして、芳住議長さん、鳴海副議長さんが新たに選任され、また、新たな議会の構成がそれぞれ決定されましたことは、誠にご同慶に絶えないところでございます。

私は、一昨年4月、3期目の新冠町の舵取り役を担い、私に課せられました重責を果たすため、全力をあげて取り組んでいるところでございます。地方分権の時代にあつて、厳しさを増す財政状況のもと、職員と一丸となつて、元気なふるさとづくりに全力を傾注することはもとより、議員の皆さまから、建設的なご提言と的確なご指導とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

日々変化を続ける社会情勢下で、行政に求められる役割は多様化する中、課題解決への道のりには、幾多の困難が待ち受けているものと、受け止めているところでございますが、幸いにこの度、清新かつ気鋭あふれる方々や、重厚かつ豊富な経験をお持ちの方々をお迎えできましたことは、誠に力強く感じているところであります。

また、本年は国が推し進める地方創生総合戦略5カ年計画の初年度でもあり、人口減少の克服と、地域の活性化に向けた諸対策を講じる必要があり、今までに増して、行政運営に磨きをかけることが求められております。

議員の皆さんをはじめ町民の皆さん、そして職員が心をひとつにし、それぞれ知恵と汗を流し合うことにより、ふるさと新冠町の輝かしい未来が必ず拓けてくるものと、確信をしております。

今後、ますます町民からの負託や町民に対する責任が増大することが予想されますが、議員の皆さんには、町政発展のため、格別のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。改選にあたってのご挨拶とさせていただきます。それでは行政報告に入らせていただきます。

はじめに「JR日高線の復旧状況等について」申し上げます。

本年1月7日の暴風雪に伴う高波の影響により、JR日高線、厚賀～大狩部区間において護岸根固め工の一部が損壊し、線路海側の盛土が流出したことにより、鷓川～様似間1.6キロが運休となったこと及び、バスによる代行輸送の対応状況や早期の復旧に向け、JR北海道に対する緊急要望等の取組につきまして、先の3月第1回定例会において行政報告いたしました。その後の状況等についてご報告申し上げます。

はじめに、去る2月25日にJR北海道に対する緊急要望を行った際、JR側から「現場の復旧に関しては、専門機関に復旧工法等の調査を依頼している最中で3月上旬に調査結果の報告を受け、それを基に財源を含む具体的な検討に入る」という説明があった旨を前回報告いたしました。その後、3月11日にJR北海道の担当者が来庁され、専門機関の鉄道総合技術研究所による調査結果等について、書面及び資料により説明がありました。まず、日高線における災害件数について、平成16年度～平成26年度で267件発生しており、その内、厚賀・大狩部間で108件、割合にして40%を占めているということでした。

次に、本件を含む災害対策に係る調査結果の概要として、大きく2つの対策が掲げられております。

1つ目は、護岸対策です。1点目に根固工の施工、消波ブロックの設置、護岸改築等の抜本的な護岸対策が必要である。2点目に高波による盛土流出を防止するための法面工の施工が必要である。3点目に破損及び機能低下が認められる護岸の大規模な補修・補強が必要である。というものです。

2つ目は、斜面对策です。1点目に落石の発生が懸念される箇所への落石防護ネット及び落石止柵が必要である。2点目に線路への土砂流入が懸念される箇所への吹付砕工の施工、土留擁壁の設置が必要である。3点目に破損及び機能低下が認められる既存の防護設備の修繕が必要である。というものです。

また、主な対策の規模として、護岸改築約4.5km、根固工約3.3km、消波ブロック工約1.5km、落石止修繕約1.6km、落石防護ネット約0.4km、吹付砕工約1.1kmとなっており、概算工事費と工期については今後検討する。という内容でありました。次に、土砂流出による漁獲への影響が懸念されましたので、漁業者及び漁協関係者への説明をJR北海道に求め、3月18日に被災した状況や応急対策の内容について説明を受けると共に、4月9日には被災現場の現地確認を行いました。3月18日の説明によりますと、盛土が流出した箇所は延長が13mで、JR北海道の推測では約100・の土砂が海に流出したものと見込んでおります。この被災に対し、応急対策工事を2月11日に完了させていますが、現場には大型重機の乗り入れが困難なため、簡易的な復旧作業となり、崩れた盛土部分には土のうを積み、海水との接岸部に設置した鋼矢板が破損した護岸部分には、海水の流入防止のため中割石を設置した内容となっております。

しかしながら、2月24日には設置した土のうが20cmほど沈下したとの状況から、土砂流出は継続しているものと判断され、説明会の場でJR北海道に対し、有効な対策工事

の実施を求めたところでございます。

また、4月9日に実施した被災現場の現地確認では、土のうの沈下は落ち着いている様子にあり、現状を確認した状況からは直ちに甚大な漁業被害を及ぼす状況には至ってはいないものと見受けられましたが、改めて迅速な対応を求めたところでございますし、同日の新聞報道では、JR北海道社長の4月8日記者会見での談話において、被災現場の土砂流出対策について実施をする旨の掲載があったところです。

実施を予定されている工事は、被災現場までの重機乗り入れを可能とする道路を整備した後、護岸壁の内側から延長23mに亘り新たに鋼矢板を設置し、海水による土砂流出を食い止める内容となっており、工期は4月28日から6月16日までと伺っております。工事完了後におきましても現場の情報を逐次提供していただくことになっておりますので、漁業被害が発生しないよう今後とも注視して参ります。

一方、日高町村会及び日高総合開発期成会による要望活動を、3月30日にJR北海道に対して行っております。要望は、「JR日高線不通に伴う代行バスの手当てに関する要望」として、1点目に高校生の通学等に配慮した代行輸送バスの増便等についてです。朝の通学時間帯で運行されている代行バスは、運行時刻が遅く始業時間を繰り下げなければならない等、学校運営に支障が生じていることから、従来の列車運行時間に合わせた代行バス運行時刻に変更すること、及び夕方の通学時間帯で運行されている時刻については、部活動等を行う生徒の利用が考慮されておらず、結果として生徒の放課後活動に支障が生じていることから、従来の最終列車時刻に合わせた代行バス運行を増便すること、加えて6月以降のバス代行輸送についても確保されること。2点目に被災していない鶴川～厚賀区間については、速やかに列車運行を再開すること。3点目に代行輸送期間中のバスの手配については、JR北海道の責任において手配されること。なお、JR北海道で手配できず、沿線自治体が手配することになった場合は、掛かる経費についてJR北海道で負担すること。の3点について、4月8日までに回答するよう申し入れをし、4月6日付けで書面による回答がありました。まず、1点目の代行輸送バスの増便等については、高校生の学校生活への影響を少しでも減らすため、現在6月以降のバスの確保を進めているということ为前提として、朝の通学時間帯の代行バス運行時刻の変更については、現在よりも早く静内駅に到着するよう、バスの確保及びダイヤ見直しについて検討を進めるということでありました。また、夕方の通学時間帯の代行バス運行については、4月1日より静内19時30分発鶴川行きが増便されました。2点目の被災していない鶴川～厚賀区間の列車運行については、鶴川駅と静内駅以外に列車を折り返し運転する際の保安設備（信号設備等）がなく、折り返し作業が可能と思われる日高門別駅で折り返し運転を行うこととしても、設備工事に1年掛かるなどの課題があると共に、日高門別駅で折り返し運転を行うと、富川駅から静内駅に通う高校生に列車とバスの乗換えが生じるなど、逆に不便になる恐れもあるということで、当面は苫小牧駅～鶴川駅で列車の折り返し運転を行い、鶴川駅～様似駅間はバス代行による運行体系を構築したいということでした。3点目の代行輸送期間中のバスの手配については、不特定多数が乗車するため、緑ナンバーのバスで運行する必

要があることから、JR北海道が責任をもって行うということでありました。

また、4月21日に上京し、道内選出国會議員並びに国土交通大臣、副大臣、政務官をはじめ、関係官僚に対しまして、「JR日高線の早期全線復旧に関する緊急要望」として、1点目に事業主体であるJR北海道が、災害復旧事業による全線の運行再開を最優先に取り組むこと。2点目にバスによる代行輸送が減便運行のため住民生活に支障を来していることから、きめ細かな運行便数の確保により、利用者の利便性を維持すること。の2点について、国からの指導及び支援により万全の対策が講じられるよう要請を行いました。

その後、4月28日に行われたJR北海道副社長の記者会見によりますと、被災箇所の復旧及び同区間の抜本的な安全対策を実施するとなると、工事費は最大で約57億円かかり、災害の多い区間で列車を徐行させて安全を確保することを前提に、工事を最小限に止めれば、約26億円まで圧縮でき、JRとしては安価な工事に対応する方針ということですが、掛かる資金を捻出することができないとし、今後の対応は監督官庁の国土交通省と相談して決めるというもので、費用負担の調整が付いたとしても、運行再開は最短期間でも4年後の2019年夏頃になる見通しであるという発表でありました。

工事費については、予想以上に大きな金額であるとは思いますが、JRの一連の報道発表等を見ますと、他力本願的で事業者としての当事者意識に疑問と不信感を抱いてしまうところではあります。

本件に関しましては、今後も日高町村会及び日高総合開発期成会を中心として、各町及び関係機関が一丸となって早期復旧、運行再開に向けた働きかけ、要請活動等を一層強めて参りたいと考えておりますので、町民の皆さんのご理解とご支援につきましても、よろしくお願い申し上げます。

なお、去る4月28日から5月22日までの期間を定め、「JR北海道に対する日高線の早期全線復旧を求める署名活動」に取り組んでおります。署名につきましては、町内の各種団体に依頼しているほか、役場に署名コーナーを設置しておりますので、町民の皆さんには、来庁の際には是非署名くださるようお願い申し上げます。

次に「平成27年3月10日の大雪による農業被害状況について」申し上げます。

北海道地方の3月10日の天候は、強い冬型の気圧配置から急速に発達した低気圧の影響により、午前中から雨が降り続く天候でございましたが、寒気が入り込んだ日中からは雨から雪に変わり、午後6時13分には日高中部地域に大雪警報が発令され、11日未明まで断続的に降り続く状況となりました。

気象庁が設置する観測地点のうち、新冠町近傍で降雪量を観測できる施設は静内観測所になり、3月10日の降雪量は19cmとなっておりますが、町職員が翌11日に計測した降雪量で申しますと太陽地区で57cm、里平地区で55cm、泉地区で37cmとなり、3月としては記録的な大雪となったところでございます。

この大雪により、町内各所では停電の発生や道路交通に支障を来すなど住民生活への影響がございましたが、今年の農業生産に向けて準備を進めておりましたビニールハウスの

倒壊や大量の融雪水により農地法面が決壊するなど農業へも甚大な被害がございました。倒壊や一部損壊の被害を受けたビニールハウスは、5戸の農家で26棟になり、新冠町農協が算出した被害額は2331万円でございます。ビニールハウスを被災された生産者の方々は、既に育苗の段階にあり、今年の作付に向けて順調に作業を進めていた矢先であったため、早急なハウス復旧に備え不安を抱えた中ではありましたが、新冠建設協会の温かいご支援により、非常に短い期間で復旧を終えられました。

また、農地法面の決壊は1戸1箇所です。被災面積は約18㎡で、54・ほどの土砂が流出し、牧柵内にまで浸食が進んだため、被災箇所から仔馬が滑落する事故も発生しており、早急な復旧工事が必要となっております。

これら復旧には多額の費用を要するため、新冠町農協から3月20日付けで支援に係る要請を受けたところですが、町といたしても支援について検討し、大雪災害ハウス復旧補助金として572万4千円、小規模農地災害復旧事業補助金として30万円を、それぞれ購入部材、復旧費が確定した4月6日付けで専決処分を行ったところでございますので、関係予算を提案の際は、報告どおりご承認下さいますよう、お願い申し上げます。

最後に今臨時会に提案しております案件ですが、承認案件5件、一般議案1件、人事案件1件を提案することに致しております。

それぞれ提案する際に具体的にご説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申しあげまして行政報告とさせていただきます。

○議長（芳住革二君） 町長の行政が終わりました。行政報告に対し、質疑ありませんか。はい堤議員。

○2番（堤俊昭君） JRの分について3つほど聞きますけれども、何回も行政報告もありましたし、新聞報道もありました。観光客に与える影響も非常に大きいということでもありますけれども、大概是車で来るのだらうと思いますけれども、その観光客の人数とですね、分かればですけども、それから観光に与える影響額についても試算をされているのであれば教えてほしいと思います。もう1点は通勤・通学あるいは通院に買い物ということの利用がほとんどだらうと思いますけれども、町長の3月の施行方針の中にも公共交通の利用として激減しているのだという話もありましたけれども、今現在の町民の利用者数についても把握をしているとすれば教えていただきたい。それからもう1つ、これは新聞報道でありましたけれども、復旧に時間をかけるということで様似の町長だったと思います。復旧に時間をかけることにより、廃線に持っていこうというねらいが見え隠れするといったような報道もあった訳でありますけれども、調べてみますと、北海道のJRの中で日高線は、4番目の不採算路線ということでありましたから、こういった疑問も当然のことだらうと思われまますけれども、これについて町長の見解は如何なのか。JRとの懇談等の中でそういった話が見え隠れする状況にあるのかどうかについて、3点聞かせてほしいと思います。

○議長（芳住革二君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） まず1点目の観光客の関係でございますけども、JRを利用して日高管内に来られている方の人数は把握してございません。それから影響額についても把握してございません。JRを使つての病院等の利用者についても把握してございません。それと通勤・通学の実態につきましては、把握しておりますけども、日高町村会が取りまとめた数値がありまして、こちらは運休前の平成27年1月8日時点での人数でございますけども、静内高校の生徒数が565人おりまして、そのうちJRを使っているのが187名。うち、新冠町の子供達が使っているのは37名となっております。それから農業高校につきましては、生徒数が195名でJRを使っているのが18名、新冠町の生徒は4名と合計41名が使っていると。この子供達が基本的に代行輸送のバスを利用していることであります。

○議長（芳住革二君） はい小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 日高管内としては全町一丸となってこの復旧を早くやっていただきたい。そういうお願いをしている中で、あのような発表がございまして工事費も莫大でありますし、運行するまでに相当の年数もかかるというようなちょっと私どもとしては考えられない対応をJR北海道はしているなど。そういう印象を私どもも持っております。被災している箇所は私も現場行って見ましたけども、そんなに長くはありません。わずかなところから、線路の下から土砂が海に流れているような状況がありますので、災害復旧ということであれば、とりあえずは不通となった箇所を直して、そして運行しながらその他の危険な箇所については、今までもやっておりますから年次計画で直せば、安全を確保するための工事をすればよいのではないかとということで、私どもも申し上げておりますし、これははっきりは出ておりませんが、その箇所を復旧するだけであれば、2億円程度の工事費で復旧できるような話も聞いているところでございまして、それに対しましては、財源的に言いますと国が2分の1持つ。道が4分の1持つ。JRが4分の1持つ。そういう財源手当てになっておりますので、これを道だつて、それはきちっと負担するよと。というようなことでございますので、私どもはそのことを強く申し上げているのですけれど、いずれにいたしましても全体的な安全確保が最優先なので、それが確保できない限りはなかなか運行しないというような言い方をされる訳でございますが、その辺りは廃線に向かっているのかどうかは私どもははっきり分かりませんが、そのことを聞いてもそのことではないという訳でございますが、災害復旧以外の箇所、言うなれば直接その被害を受けていない箇所につきましては、本来であればJRが全部負担すべきなのですけれど、金がないということで、この部分については北海道なり国なりから援助してもらいたいと、そうすればやりますよというそのようなメッセージでもあるのかなと。道では、災害復旧の分については法律で決まっていますからやりますが、それ以外の一般的な安全を確保するための工事については負担することは道としては、ありえないのですけれど、これをやり出すとどんどん広がってきますから、それもあるのですけれど、どうもそういうようなことも考えているのかなという思いをしている訳でございますが、今の時点では廃線等の話は全く出ていない段階で公共交通としてのJRの役目は、やっぱり儲けることもあるだろう

し、そうでないと不採算のところもあるだろうと。それが公共交通でないのかと私どももいろいろ話をしているのですけれど、今のところはそのようなやりとりをしているという段階で、廃線までは出ておりませんが、そのような心配は当然されるところかと思いません。

○議長（芳住革二君） そのほかありませんか。武田議員。

○5番（武田修一君） 5番武田です。ただ今のJR北海道の土砂流出の件ですけれども、復旧に多額の費用が掛かることで、地元自治体の負担を求められる懸念もあるやに聞こえて来る訳ですけれども、新冠町としてのこの件についての考え方につきまして、お伺いをしたいと思います。

○議長（芳住革二君） 小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 先ほどの質問にもお答えしましたけれど、私営企業でありますので、そういった中で公共交通の役割を果たしている訳でございますから、そこは町が、今の時点で負担するというようなことは考えてはいない訳であります。ただJRとしても道南バスにいろいろ負担しているのではないですかと。そのような話もちらちら出すような考え方もあるようでございますので、何とかして自分たちの負担を減らしたいというような意味合いが込められているかと思えますけど、JRはご存知の通り国が100%出資している会社でありますから、やはり私ども最終的には国が責任を持ってやっていただければならないことで、国土交通省に行きましたし、鉄道局長の方にも行きて、そういったことは私どもとしては、今の時点では訴えているという状況であります。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。椎名議員。

○7番（椎名徳次君） 大雪による農業被害の状況についてでございますけども、復旧の状況は先ほど町長の行政報告の中で終わったということでありましたけども、自分がまわった時に、まだ倒れたまま、潰れたままのハウスが見受けられるのですけども、その潰れたところは、忙しくてできないと思うのですけども、やれないでいると思うのですけどもそれも復旧のための補助金で、今後直す時にその補助金でできるようになるのか。今終わっている部分だけなのかをちょっと知りたいのですけど。

○議長（芳住革二君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） ただいまのご質問ですけれども、この関係予算については、専決処分ということで後程提案させていただきますけれども、被災を受けられた方のうち3戸の方については、この事業でハウスの復旧をしたいということでございます。このうち2戸については、すでに復旧を終えられていまして、定植の方も終えられております。1戸につきましては、この方もともとハウスを輪作体系で使っておりまして、今年の作付部分については被害を受けていない部分でやられることございまして、この方については秋に向けて順次作業を続けていくということでございます。この部分についても補助対象として見ております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい武田議員。

○5番（武田修一君） 5番武田です。その大雪の被害、ハウスの分はわかりましたが、

農地法面の土砂の流出というところを、ちょっともう少し説明をいただければと思うのですが、どういう状況があったのかという説明をお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 当該箇所につきましては、万世の高台旧村田地区になるのですが、被災された土地の形状が非常に水が集められやすいという状況になってございまして、当時の融雪の状況でございますけれども、先ほど行政報告の中で降雪量については、静内観測所しかないということで19cmと報告をさせていただきましたが、気象庁に確認しましたところ、この雨量についてこの降雪量の部分について、どういう判断ができるのかということだったのでございますが、確認をしましたところ、この融雪の部分も雨量として換算をして降雪量を積算しているということでございまして、当時は笹山の観測所でございますと、24時間雨量が77.5ミリでほぼ災害基準の24時間80ミリを満たす条件にあったこととございます。で、その水によりまして土地の決壊が進みまして、今回の被害が起きたこととございます。

○議長（芳住革二君） はい、武田議員。

○5番（武田修一君） この崩れた場所の土地は町有地なのですか。

○議長（芳住革二君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 被災箇所につきましては、私有地でございます。通常でございますと、原則的に個人所有の農地についての復旧に対する助成はないのでございますが、災害に限りこれを認めるということで、平成20年度に規則を作りまして、1カ所の工事費が10万以上の場合に補助率は50%以内とし、30万円を限度とするという規則を作っております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 1番の日高線の復旧状況について戻りますが、町長がおっしゃったように国土交通省やJRの要望については、十分に理解いたします。ただ町長もご承知のように昭和56年災害において崖が崩れJRの線路が傷み、その土砂が海に落ちたという事実もございます。そういった中でこのまま3年4年という形になりますと、JRの復旧はもとより国土の保全という部分にもかかってきますし、その間放置されることによって、海に流出する土砂というのは、どの程度のものが出るのか、想像もつかないことが生じる可能性もございます。そういった中で、JRはもとより国土交通省に対して、要望はしていると先ほど伺いましたが、一丸となってこの辺りを何とか漁民の皆さんのためにも、国土を守るためにも努力していただきたいと考えてございますが、これについて意見をいただきたいと思っております。

○議長（芳住革二君） 小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 先ほど行政報告の中でも申し上げましたけれども、非常にその条件が悪い所にあります。私も現場行って見て感じたのですが、テトラポッドも所々波を抑えるためにあるのですが、それも年数経ってきて、それそのものも細くなっております。ですから波によって相当あの辺りは大狩部と厚賀の間は削られる状況にあるなど

思っております。これは、鉄道を設置した時からそういう状況にある訳でありますから、JRが自分の財産をそこに走らせている訳ですから、当然日頃から波よけ対策、護岸。これもしっかりとやるべきことがJRの仕事だと思いますし、私どももおっしゃったこともあるのですが、自分の財産が波にあらわれる状況になっているにも関わらずにきちっとしたそれを整備しない。そういう考え方が私は理解できないと申し上げたのですが、町であれば、町の財産がそのような状況になれば、急いで応急対策をやって、自分の財産を守ることをやるはずだと。JRとしては、あまり積極的にやっていないというような印象を見受けられまして、やはり普段からの維持管理も含めまして、きちっとJRがそれは対応すべきだと思っているところでございます。なお、それはおっしゃったようにこの海岸線というのは、誰が守るべきか、このことはやはり国土の問題もございますので、国にもその辺の責任はあるなという思いをしておりますので、国の支援もやはり必要と思っておりますので、その辺りはまずは第一義的にはJRに申しますけれど、やはり国なり場合によっては、道もそれなりの対応をしていただきたいことで、道も北海道も国から予算をもらって海岸の整備については、取り組んでいるのですが、何せ予算が少ない中では、こういう箇所はたくさんあるのだということで、きちんと進まない訳でございますので、最終的にはおっしゃるように、国土保全という立場で国の支援もお願いをしなければならぬと。そのように思っているところでございます。

○議長（芳住革二君） ほかに質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。昼食のため暫時休憩とします。再開は午後1時15分とします。

（休憩 12時15分）

（再開 13時15分）

◎日程第20 承認第1号 専決処分について（新冠町税条例の一部を改正する条例について）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第20 承認第1号 専決処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。宗元税務課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、承認第1号は報告のとおり承認されました。

◎日程第21 承認第2号 専決処分について（新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（芳住革二君） 日程第21 承認第2号 専決処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。堤保健福祉課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） 軽減7割・5割・2割ですけれども、改正前と改正後で対象者に若干の変動もあるかと思うのですけれども、どのように変わっていますか。

○議長（芳住革二君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤秀文君） 今回の改正の試算でございますけれども、まだ27年度分の所得の確定がされてございませんので、26年度課税に基づきまして、試算したところでございます。それに基づきますと影響額としましては、5割軽減の世帯でございますが、25年150世帯が27年は158世帯。金額的には26年で547万5千円軽減したものを27年度は580万2千円軽減してございます。2割軽減については149世帯26年度対象でございましたが、27年の試算で行いますと軽減額で見ますと152世帯の対象者になることで、軽減額も203万3千円から232万9千円という金額になりまして、去年の所得をベースにしますと、11世帯35万3千円の軽減が増えている状況でございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり） 異議なしと認めます。よって、承認第2号は報告のとおり承認されました。

◎日程第22 承認第3号 専決処分について（平成26年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算）

○議長（芳住革二君） 日程第22 承認第3号 専決処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。堤保健福祉課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい堤議員。

○2番（堤俊昭君） 8100万ですから、大盤振る舞いということになるかと思えますけれども、30年には国保も北海道が運営になることでありますけれども、こういう計算

方法が、しばらく続くかどうかということが1点と、今回一般会計の補正予算ありませんけれども、6600万円ほど国保会計に一般会計から繰り入れをしている訳でありますけれども、一般会計6600万円繰り出しがなくなるというような理解の仕方でのいかどうかですね、まずその2点お願いします。

○議長（芳住革二君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤秀文君） お答えいたします。今の国・道から示されている部分ではこれが継続するかどうかということにつきましては、まだ明確になってございません。今回の省令は年度末に通知がございまして、それに関してもいつまでということも一切書かれていないことで26年度の交付金からこのような対応しますというだけの内容でございます。また、交付の理由につきましても、国民健康保険の直営のへき地診療所に関しまして、実態を見た中で運営が大変厳しい状況にあるという内容での助成ということになってございますので、詳細については、こちらの方ではまだ情報が得られていない状況になります。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） ご質問のありました一般会計からの繰出金の関係でございますけれども、次の議案で説明をさせていただきますが、特別調整交付金が入った額、同額を診療所への繰出金を減額しております。

○議長（芳住革二君） 堤議員。

○2番（堤俊昭君） この連絡があった時期と同じか思うのですが、もう一つの交付金ということで、平成30年からのこの国保が都道府県の運営になるということで、やはりそうなっても赤字というか財源不足が続くということで、3400億円程度の交付金が出るようなことでもありますけれども、平成30年までにその間に27年から29年までの間には1700億円、都道府縣市町村に交付するようなことでもあります。今の話とは別の財源かと思えますけれども、この1700億円でもありますけれども当町にですね、配分される交付金の額というのがすでに決定をしているのかどうか。しているとすれば、額についてを聞きたいと思えます。

○議長（芳住革二君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤秀文君） 今おっしゃったのは、医療保険制度の改革関連法案の関係だと思えます。これにつきましてはまだ確定部分は来てございません。ただ閣議決定等で情報が来ている中では1700億につきましては、今後の保険者の支援制度ということの考えでございまして、これらについては国保の財政基盤を強化するために使うのです。ということで1700億を国保の方に投入しようという内容で情報を得ております。詳細等につきまして、今後どのような影響が出るのか等については、まだ詳細については町には入ってございません。ご理解いただきたいと思います。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。はい、武田議員。

○5番（武田修一君） 5番武田です。本会議資料3の趣旨の表現のことなのですが、3行目に実勢を反映した見直しを行いましたとありましたが、抽象的な表現だと思うのですが、この実勢を反映したというところをもう少し具体的な表現になりませんか。

○議長（芳住革二君） 坂本診療所事務長。

○診療所事務長（坂本隆二君） この実勢を反映した見直しということでもありますけれども、診療所に対する繰出金の関係でございますので、私の方からお答えいたしますけれども、今回年度末におきまして、このような通知が来しました。私どもも最初のうちはこの額が多額になりますので、財源とそれから何故このような省令改正があるのかということ、道を介しまして照会をしたところでございますけれども、その回答が実勢を反映した見直しということございまして、また通知文書におきましても、同内容しか書かれてございません。いわゆるへき地診療所の運営費が非常に増額であるということで、それをこれまでの費用の算定をもう少し早く見直すべきだったのかも知れないという言葉いただきましたけれども、あくまでも実勢を反映した見直しという表現しか把握されてございませんので、私どももそれ以上のことを把握できる状況にないということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり） 異議なしと認めます。よって、承認第3号は報告のとおり承認されました。

◎日程第23 承認第4号 専決処分について（平成26年度新冠町一般会計補正予算）

○議長（芳住革二君） 日程第23 承認第4号 専決処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり） 異議なしと認めます。よって、承認第4号は報告のとおり承認されました。暫時休憩とします。再開は午後2時20分とします

（休憩 14時 7分）

（再開 14時20分）

◎日程第24 承認第5号 専決処分について（平成27年度新冠町一般会計補正予算）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第24 承認第5号 専決処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。提案理

由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、承認第5号は報告のとおり承認されました。

◎日程第25 議案第25号 新冠町税条例の一部を改正する条例について

○議長(芳住革二君) 日程第25 議案第25号 新冠町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。宗元税務課長。

(提案理由説明省略)

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、本案について採決を行います。お諮りいたします。議案第25号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。議案配布のため暫時休憩します。

(議案配布)

◎日程第26 同意第2号 監査委員の選任について

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第26 同意第2号 監査委員の選任についてを議題といたします。椎名徳次議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を求めます。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長(中村修二君) 同意第2号監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。議会選任の監査委員、堤俊昭氏は平成27年4月30日をもって任期満了となりますので、後任委員に次の者を選任したく地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。同意を求め方は節婦町字265番地の2、椎名徳次氏でございます。以上が同意第2号の提案内容でございます。提案どおり同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については、人事案件でありますので、質疑・討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。(異議なしの声あり。) 異議なしと認めます。これより、同意第2号 監査委員の選任についての採決を行います。お諮りいたします。同意第2号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同

意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎会議案第5号 閉会中の継続調査について

◎会議案第6号 閉会中の継続調査について

○議長（芳住革二君） 追加日程第1 会議案第5号、追加日程第2 会議案第6号 閉会中の継続調査についての2件を一括議題といたします。総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、会議案第5号及び会議案第6号は、申し出のとおり継続調査することに決定しました。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上を持ちまして、本臨時会に提案されました議案全ての審議を終了いたしました。

◎閉会宣告

○議長（芳住革二君） これをもって、平成27年第1回新冠町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(14時28分散会)